

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第28回）議事概要

1 日時

平成28年12月5日（月）午後3時00分から午後5時00分まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，榊原一夫，椎橋隆幸（座長），竹之内明，龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

中里智美（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

今崎幸彦事務総長，平木正洋刑事局長

4 進行

(1) 今崎事務総長及び中里オブザーバーあいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった今崎事務総長及び中里オブザーバーから，あいさつがあった。

(2) 裁判員裁判の実施状況について

平木刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成28年9月末までの裁判員裁判の実施状況についての説明が，資料3及び4に基づき，裁判員等経験者のアンケート結果についての説明がそれぞれあった。なお，公判前整理手続の長期化に関し，次のとおりの説明があった。

○ 公判前整理手続の期間は，平成22年から24年にかけて，平均5.4月から7.0月へと長期化し，その後，平成25年は6.9月，平成26年は6.8月と高止まりの状況にあったが，平成27年には7.4月，平成28年9月末時点で8.1月となっており，再び長期化している。

○ この点については，前回申し上げたとおり，司法研修所において実務裁判

官と刑事訴訟法の研究者に協力を依頼し、実際の事件記録に当たるなどして公判準備に困難を来した要因を分析し、検察官、弁護人の御意見もお聞きしながら、実証的な観点からの改善策の研究に取り組んでいるところである。

(榊原委員)

公判前整理手続の進行については、検察として、証明予定事実記載書面をできるだけ早期に提出し、証拠の任意開示を積極的に行うなどして、弁護人や裁判所と意思疎通を十分に図りつつ、事案に応じた柔軟な対応をしてきたところである。しかし、現実には公判前整理手続期間が伸びており、この点について現場の検察官に聞いてみたところ、概ね以下のような話を聞くことができたので紹介させていただきたい。

まず、防犯カメラや携帯電話の記録等の解析結果のほか、取調べの録音録画DVD等の証拠が非常に増えているところ、これらの証拠開示に時間を要するようになっており、弁護人の方でも、そういった大量の証拠を分析するとともに、被告人から話を聞き、事実関係を整理した上で主張を組み立てるのに時間を要しているのではないかという点が挙げられた。また、最近では、捜査段階での黙秘が増えており、捜査段階では、公判において予想される主張を念頭に置いて捜査しているものの、予定主張を見た後に、補充捜査や証明予定事実を追加する必要が生じ、それを受けて、弁護人が予定主張を出すという形で攻防が繰り返され、争点整理に時間がかかっているのではないかという点も挙げられた。さらに、最近では、責任能力の関係で50条鑑定が行われる場合や、発達障害などを対象にいわゆる情状鑑定が行われる場合が増えており、これらの鑑定に時間を要するだけでなく、鑑定結果の検討を踏まえた予定主張の提出に時間を要しているのではないかという点も挙げられた。検察官としては、先ほど申し上げたような証拠が増えていることに加え、開示すべき証拠に漏れがないかどうかの検討作業に時間を要し、その結果として、証明予定事実の提出も若干遅れ気味になり、これが長期化の要因となっているのではないかとの反省し

ているところである。

他方、裁判所や弁護人に対する所感を聞いてみたところ、このような証拠が増えている関係で、弁護人の場合は、組織として対応しているわけではないため、証拠の検討あるいは予定主張事実の提出が遅れ気味になっているとのことであった。また、裁判所については、それぞれの主張や反対主張が出た場合に、収束に向けて訴訟指揮を厳しくふるうといった面が弱いという印象を受けており、特にそのような印象を受ける裁判所については、長期化している傾向があるのではないかという意見が出ていた。

以上を踏まえると、抜本的な改善策は見当たらないものの、検察官において、証拠開示を早めて主張を早期に出すとともに、弁護人に対して予定主張や証拠の検討を早く行っていただき、また裁判所の方では、ある程度煮詰まった段階では強力な訴訟指揮をふるっていただいて、公判前整理手続期間を短縮していくという努力を続けていくほかないように思われる。

(竹之内委員)

何人かの裁判員裁判の経験が豊富な弁護士に意見を聞いたので、こちらで紹介させていただきたい。

一つは、先ほどの榊原委員の意見と重なる点であるが、証拠開示の問題は大きいように思う。類型証拠開示請求をしたところ、開示までに3か月を要した事件もあるとのことであった。また、類型証拠開示請求に対して、検察官から「開示する」とのみ回答されると、弁護人としては、該当する証拠が全て出ているのかどうか、求釈明をせざるを得なくなるという状況があり、開示請求した証拠が全部出ているのかを点検するのに時間を要しているという指摘があった。こうした状況において、裁判所は、ほぼ全件で主張は急がせるけれども、検察官の証拠開示の進捗状況を把握し、督促することにあまり積極的ではない印象を持っているという話もあった。

もう一つ大きく出ていたのは、裁判所の姿勢の問題である。すなわち、裁判

所が、弁護人の主張について、争点整理に必ずしも必要でない事項についてまで釈明を求めたり、検察官の主張ごとに、認否を取るようにな弁護人の主張を確認したりするほか、検察官が弁護人に対して釈明を求めた場合、裁判所として何らの判断も示さず、漫然と弁護人に対応させることがあるという指摘があった。検察官の証明予定事実記載書面の中には、審理予定の策定に必要な限度を超えて、証拠を引用するような形で作成され、予断を与えかねないものも多くあるのではないかと指摘もなされており、こうした状況下で認否のようなものを求められても、弁護人としては応じられないということである。また、裁判所の姿勢については、事実認定のしやすい争点整理にこだわるあまり、検察官に訴因変更を度々促したり、検察官が応じない場合には、かなりしつこく釈明を求めたりしているように感じるとの指摘もあった。さらに、当事者が同意している証拠でも、裁判員に過度の負担を与えないかという観点から、かなりの事件で提示命令が出されており、そこも時間がかかっている原因ではないかという指摘もあった。

以上を踏まえ、私の捉え方を申し上げますと、公判前整理手続期間の長期化は、審理予定の策定に必要な範囲を超えた事実関係の整理が行われていることと一定の関係があるのではないかと考えており、言い方を変えれば、公判前整理手続が、民事における弁論準備手続と同様なものになりつつあるのではないかと危惧しているところである。刑事の公判前整理手続と民事の弁論準備手続は、同様の機能を持つといわれているが、決定的に違うのは、予断排除の原則があるかないかという点である。予断排除の原則が支配する刑事裁判において、公判の審理でなされるべきことが公判前整理手続で実質的に行われ、相対的に公判審理が形式化する傾向が見られるとするならば、公判前整理手続の目的にそぐわないことになるのではないかと指摘もあるところである。

(中里オブザーバー)

東京地裁においても、公判前整理手続期間は長期化している。とりわけ、昨

年から公訴事実には争いのない自白事件の公判前整理手続期間の長期化が目立っており、全国平均よりも長くなっている状況にあるのではないかと思われ、特に予定主張記載書面が提出されてから公判期日指定に至るまでの期間が伸びているようである。このような状況を踏まえ、現在、裁判所内部で長期化の原因の分析と改善策の検討を行っているところである。自白事件の公判前整理手続期間の長期化原因については、現時点では確定的なことを申し上げられないが、調査した範囲で長期化した事件を見ると、弁護人の主張に変更があり、最終的には公訴事実には争いがなくなった事例が相当数あるようである。その事例の中では、弁護人において責任能力に関する検討をした事例が多いようであり、その検討の結果、最終的には争わないというようなことで公訴事実には争いがなくなった事例もあるということである。なお、これに関連して、責任能力自体は争わなくても、情状として判断能力などが一定程度減退していたという主張を予定して、協力医に検討を依頼するなどして時間がかかっているという事例もあるようであり、弁護戦略も絡むだけに裁判所としては非常に難しい問題であると考えている。

他方、先ほど榊原委員の方からお話があったように、検察官が証拠を開示するのに時間がかかっているという点も聞いている。裁判所としては、早期の打合せあるいは公判期日の仮予約のほか、当事者の準備状況にも配慮しながら、期間を空けすぎないようにして公判前整理手続の期日あるいは打合せを入れ、当事者と実質的な議論をするように努めているところである。

しかしながら、裁判所においては、榊原委員から御指摘があったように、当事者に対し、いわば公判前整理手続のロードマップをきちんと示せていないために、裁判所の訴訟指揮が十分ではないという印象を与える点があり得るところである。また、竹之内委員からは、検察官の証拠開示につき、裁判所が適切に進行管理をしていないのではないかと御指摘もいただいたが、裁判所としても、検察官、弁護人双方の準備状況にバランスよく目配りをするということ

が必要であると考えている。私としては、裁判長はその点を意識してやっていると思っているが、具体的な事件によっては、竹之内委員がおっしゃられたような受け止め方をされているのかもしれない。また、裁判所がどこまで公判前整理手続に関与していくべきなのかという点については、当事者追行主義との関係でなかなか難しい問題があり、継続的に議論をしているところである。

公判前整理手続の長期化については、現時点では、これまで取り組んでいる方策以外の特効薬的な方策というのは見いだせていないのが実情であるが、裁判所としては、五月雨式の進行にならないように、先ほど申し上げたような取組を行っていくことが重要であると認識している。なお、御承知のように今般の刑事訴訟法の改正により、証拠の一覧表の交付手続が導入され、12月1日から施行されているところである。この手続の導入が公判前整理手続期間の短縮化につながっていくかという点も、裁判所としては注視していきたいと考えている。

(龍岡委員)

公判前整理手続において、裁判所からかなり細かい釈明を求められることが多くなっているという話があったが、それは一般的なものなのか。本来、公判前整理手続は、本当に重要な争点に絞って審理もできるだけ簡潔に行われるようにということになっているはずだが、判決で細かくきちんと判断するために、争点もできるだけ細かく明確にしていくということになっているのだろうか。

(竹之内委員)

かなりその話は聞くように思う。例えば薬物事犯において、薬物の認識の問題などについて、一定の事実があれば認識があったと推認されるというような判断枠組みの立て方をしているせいではないかと思われるが、事実関係について公判前整理手続で色々と聞かれ、それに基づいて裁判員裁判の評議のリードもされているのではないかという指摘があった。こうした認識の問題について、民事の要件事実のように整理するのはなかなか難しいだろう。

また、裁判所から訴因変更を度々促されるという点についてであるが、直ちに變更されないのであれば、そのまま進めておいて、公判時の状況に応じて考えればよいと思うが、そうなるもまた時間がかかってしまうのではないかとこの懸念があり、完全に整理しておこうという方向に行くのではないか。このとき、一定の心証がないと、このようにいかないだろうと思われ、予断の関係はどうなるのかなという懸念がある。

(龍岡委員)

より細かくきちんとしていくというのも一つのやり方には違いないが、本来の公判前整理手続の趣旨には反するのではないか。結論に影響するようなことであれば、それは細かくやらなくてはならないが、どっちに転んでも結論に影響が出ない、例えば有罪無罪に響かない、量刑にもほとんど響かないようなことだったら、そこはパスしていいというスタンスで始まったように思うが、そうではなくなってきた。

(椎橋座長)

公判前整理手続の在り方にかかわる問題であると思う。本丸は公判の審理であり、公判前整理手続はそのお膳立てをする場面である。しかし、証拠がたくさん出ればよく判断できるかもしれないが、証拠がたくさん出てくるとその整理のために時間がかかるというふうに、なかなか難しいところがある。証拠の多さについては、裁判所の訴訟指揮等により、効率的に整理することで対応していくしかないと思う一方、当事者としては、後で制限されないように出しておきたいということがあると思うので、なかなか三者の現実的な要請が一致しないところがあるのかなという感じがしている。

(今田委員)

条件が同じなら、慣れてくれば期間は短くなるというのが通常の傾向だと思うが、それでも長くなっているというのは、何か理由があるのだろう。情報化や社会の変化の中で、事件が複雑になり、技術的にも複雑で難しくなるのは仕

方のないことだと思うが、お互い協力し合って心して取り組めば解決するような、そういう面も多々あるのではないか。議論した上で、お互いの直る部分、直らない部分を確認め合うほかはないのではないかなという感じがしている。

(今崎事務総長)

やっていくうちに慣れていけば短くなるのが普通であるのに、長くなっているのはなぜかという今田委員の御指摘があったが、誠にごもつともである。龍岡委員が御指摘になったように、法曹の持つ精密思考が再び現れてきているのだとすれば、裁判員裁判はどのような裁判を目指していたのかという問題意識を、もう一度法曹三者が持つ必要があるだろう。

(3) 裁判員の精神的負担への配慮

ア 裁判員の安全確保

平木刑事局長から、裁判員の安全確保に向けた裁判所の取組について、次のとおりの説明があった。

○ 裁判員の安全確保に向けた方策について、日頃から考えられるものとしては、庁内の動線や庁舎内出入り口、共用スペース等を確認し、傍聴人らが裁判員に接触しないようにすることなどが考えられる。また、新たな方策として、傍聴人に対して裁判員に接触することが禁じられている旨や罰則が設けられている旨の告知や掲示を行うことが考えられる。さらに、接触のおそれが認められる事案における安全確保の方策として、裁判員のために一般来庁者とは別の出入り口を用意したり、裁判員の庁舎内の移動時に裁判所職員が付き添ったりするほか、必要に応じて、裁判員を送迎したりすることなどが考えられる。

○ これまでも各庁において裁判員の安全確保策を講じていたところであるが、小倉支部の接触事案が発生した後、いずれの庁においても、新たに傍聴人に対する掲示を始めるなどしたとのことであった。

(椎橋座長)

東京地裁においては、どのような取組がなされているのか。

(中里オブザーバー)

東京地裁は大規模庁であるので、大規模庁における取組という観点から、いくつかご紹介したい。東京地裁は、庁舎が大きく、評議室が集まっているフロアと法廷が集まっているフロアが離れているため、裁判員の使うトイレを一般来庁者が使用することは通常ないと認識しているが、裁判員への接触の危険が考えられる事案においては、休廷時間等に、職員がトイレ付近で立哨するなどの方策を取ったことがある。また、喫煙スペースについては、裁判員専用の喫煙スペースを評議室エリア内に設けており、建物の構造上、一般来庁者がこのエリアに入ることは考えにくいところである。そのほか、東京地裁では、常日頃から、入口玄関において金属探知機を使用しているほか、警備については、裁判官裁判でも警備を実施することが少なくないため、他庁に比べて相対的に習熟しているといえる。

他方、大規模庁ならではのデメリットとしては、職員が付き添って裁判員を出口までお送りする場合、一般来庁者が多数いる場所を通らざるを得ないことがあり、かなり神経を使うところである。また、複数の裁判員裁判が同時に並行して審理、評議に入るため、かなり神経を使いながら安全確保に努めているところである。

(平木刑事局長)

喫煙スペースの問題については、いくつか喫煙スペースがあるような庁では、裁判員裁判の期間中、喫煙スペースの一部を裁判員専用にして、部外者から見えないようにする措置を講じるなどしており、喫煙スペースが一つしかないような庁では、裁判所職員が付き添ったり、見守りを行ったりして不適切な接触がなされないよう配慮するなどの取組が行われていると聞いている。

(竹之内委員)

仰々しい態勢にあると、逆に裁判員等の精神的負担が高まるのではないかという指摘もある。そういった意味では、事実を踏まえて、適切な範囲でもって対応することが重要であろう。

イ 裁判員裁判が破棄されることへの配慮

平木刑事局長から、裁判員裁判が破棄されることへの配慮について、次のとおりの説明があった。

○ 裁判員裁判の判決に対して控訴があった場合、結果として破棄されることもあるが、破棄された裁判員裁判に加わっていた裁判員の立場になってみると、「自分が参加した意味は何だったのだろうか」という無力感のようなものが残ることは否定できないように思われる。また、裁判員裁判を行っている最中にも、裁判員の方から、「判決しても破棄される可能性があるということだが、そうであれば、我々が参加している意味はどこにあるのか」と問われることもある。

○ 裁判員裁判のうち、一部の判決が破棄されたとしても、それで裁判員裁判全体の意義が失われるわけではないが、破棄された判決に加わった裁判員などから裁判員裁判に参加した意義を問われた場合、どのように答えれば納得していただけるのか。その説明の仕方として三つほど考えてみた。

一つ目は、採用されなかった少数意見であっても、議論全体の質を高め、より優れた多数意見を導くことにつながっているのもあって、これと同じように、破棄された判決であっても、控訴審判決がより真実に近づき、より適切な量刑を実現するための基礎になっているということもできるから、破棄されたからといって、当該一審判決が無駄になっているわけではないというものである。

二つ目は、控訴審が、市民感覚が反映された判決を破棄するには、一層重い説明責任が求められているといえ、それが、控訴審の慎重な判断につながっているというものである。

三つ目は、裁判の正しさというものは、判断することと、その判断に誤りがあった場合には是正するということの繰り返しによって磨かれるものであり、破棄された判決も、こうした営みの一部として意味があるというものである。

(龍岡委員)

裁判官は、裁判員と評議する中で、控訴審の判断によって結論が変わりうることを説明していると聞いている。説明の仕方は難しいかもしれないが、その点をあらかじめ、よく裁判員に理解しておいてもらうというのも一つの工夫であろう。

(今田委員)

多くの人は、市民感覚を持った一般人として、裁判の質を高めるということで参加しているのであり、破棄されることがありうるという意識で参加しているのではないだろう。今、事務局が説明された案は、裁判員の努力は無駄ではないという発想であって、一般の方が聞いて、なるほどと思わないのではないか。一般の人が参加して出た結論と、控訴審の裁判官だけで出した結論が異なった場合、一般の人からすれば後者が優先されたと思うわけで、無駄ではなかったということだけで納得できるのか疑問である。もう少し積極的に意義があるということを説明する必要があるだろう。

この件については、なるほどという案が今すぐ出せる状況にないことを真摯に受け止めつつ、今後は、控訴審で覆される事例が蓄積されてゆく中で、どういった事例が控訴審で覆されるのかといった点について、情報を集積、整備しておき、裁判員裁判が控訴審で覆されたときには、覆された理由を分かりやすく説明する必要があるのではないか。私が新聞等を見る限りでは、控訴審で覆されたというだけの簡単な説明しかなく、一般の人が納得できるような説明はなされていない。なぜこういうことが起きたのか、一般の人が納得できる説明の仕方ができるよう、情報の蓄積と整備をしておく努力が必

要であると感じている。

(龍岡委員)

一般の人が納得できる説明を行うべきだというのは、そのとおりだと思う。新聞等では詳しく説明してもらえないので、裁判官が裁判員に直接説明する際に、こういう場合に覆されることがあるということを説明してゆくことになろう。先ほど私が申し上げた点は、そうした趣旨でもあると御理解いただきたい。他方、破棄されるケースは多いわけではなく、大半の裁判員裁判は尊重されているということを強調してもいいのではないか。

(榊井委員)

裁判員裁判は、単に市民感覚を参考にしたという話ではなく、裁判官と裁判員の協働作業によって結論を出すものであり、その過程も含めて大きな意味があるものである。この点を踏まえ、裁判員に対しては、控訴審は裁判員裁判を破棄することもあるが、その場合、控訴審は裁判員の努力に見合う説明をするはずですよといった形で、参加すること自体の意味も付け加えて説明するといいのではないか。

(榊原委員)

この点については、公判前整理手続の長期化の問題と関連するところがあるように思う。一審の裁判官としては、裁判員の参加した結論が控訴審で覆されることがないようにしたいという思いが強くなっているため、細かな点にまで求釈明を行い、当事者が気づいていないような問題点を浮かび上がらせ、検察官、弁護士も含め、なるべく一審で決着を付けようとするあまり、公判前整理手続が長期化するという結果になっているのではないか。

(椎橋座長)

本日、皆様からご提案があった趣旨を裁判員の方にお伝えすれば、御理解はいただけると思う。そのとき、納得されるところまで行かないかもしれないが、時間が経てば、裁判員が裁判について考えを深め、事例も積み重ねられること

により、理解されるようになるのではないかと感じている。

ウ 守秘義務の説明の在り方

平木刑事局長から、裁判員経験者の意見交換会においては、守秘義務は必要であるとの意見や、負担を感じないとの感想が大勢を占めているものの、裁判所による守秘義務の説明が分かりにくいと、裁判員において、言っていることと、言っていないことの区別ができず、言っていることも不必要に抱え込んでしまい、それが精神的負担につながるということも考えられるため、守秘義務の範囲を分かりやすく明確に説明し、裁判員において精神的負担を感じることはないようにする必要があることが説明された。

(中里オブザーバー)

東京地裁の裁判長に、裁判員に対する守秘義務の説明について運用を聞いてみたところ、選任直後のいわゆる39条説明の際に説明し、その後は、審理・評議の過程で機会を捉えて説明し、判決宣告後にも説明するという運用が多かった。説明の内容については、裁判体毎に、最高裁刑事規則制定諮問委員会で示された説明のひな型を踏まえ、これをかみ砕くなどして、裁判員に分かりやすく伝える工夫をしているようである。説明に当たって心がけている点としては、守秘義務の範囲について、具体的なイメージを持ってもらえるように説明することや、守秘義務が必要とされる理由も説明すること、疑問があれば遠慮なく裁判官に質問するよう伝えることなどが挙げられた。

守秘義務の説明に関する工夫点として挙げられたものを幾つか紹介すると、まず、法廷における審理の期間中は、「法廷で見聞きしたことは、傍聴人にも分かるので話しても構いません。」などと簡潔に説明し、不安に思われないようにするというものがあった。

また、評議の期間中は、毎日の解散時に、当日の状況を踏まえ、守秘義務の対象となる事項を分かりやすく説明し、例えば、「本日の皆さんの守秘義務は次のとおりです。①〇〇証人が信用できるかどうかについて皆さんで議論した内

容、②被告人の弁解が信用できるかどうかについて皆さんで議論した内容、③被告人が有罪だとした皆さんの意見の内容や、有罪とした意見の数、④…は、言うてはいけない内容です。他方、言うていい内容としては、①法廷で見聞きした内容全部、②…になります。」といった形で個別具体的に説明する方法や、判決宣告後には、「評議室で互いに話したことは秘密です。どこの家庭や職場でも、よその人には話さないことがありますね。私たちがチームで一緒にした仕事もそれと同じです。心配なことがあれば、連絡カードの電話番号に連絡してください。」などと説明し、安心していただくようにしているとの工夫も挙げられた。

さらに、守秘義務の説明をする際に、「守秘義務という、一方的に重荷を背負わされる印象を受けるかもしれませんが、要は、皆さんがチームとして自由に意見を述べ合うためのルールとして、評議室で話し合ったことはチーム以外の人には言わないということだと理解していただければ結構です。」などと説明を付加しているという工夫や、改まった雰囲気ではなく、休憩時などの雑談の中で、裁判員になったことに対する家族や職場の反応を聞く中で説明することになっているとの工夫も挙げられた。

(榊井委員)

実際にアンケート調査を見ると、守秘義務について問題であるという意見を述べられる方は少ないようだが、裁判員経験者から、守秘義務が重荷であるという具体的な意見は寄せられているのか。

(平木刑事局長)

各庁において裁判員経験者の意見交換会を実施しているところ、そこで聞かれる意見としては、守秘義務の説明は分かりやすく、負担に感じていないという方が多いように思うが、他方、説明が曖昧で分かりづらかったという意見もないわけではない。各庁において、そうした方がおられた際には、どういった点が分かりにくかったのかをお尋ねし、その御意見を参考にして、より分かり

やすい説明になるように工夫を重ねている。

また、裁判員裁判の判決宣告が終わって解散する際には、裁判員に対し、不安に思うことがあればいつでも遠慮なく裁判所に連絡して欲しいと伝えているので、裁判員経験者の方が守秘義務について不安を覚えることがあれば、ご連絡いただけるものと思う。

(榊井委員)

守秘義務の説明方法としては、中里オブザーバーがおっしゃったように機会をとらえて丁寧に説明されているのであれば、十分であると思う。裁判員制度が施行されて7年が経過しており、その間、守秘義務について特段の問題なく運用されていることは、もっと知られてもいいのではないか。

エ 審理期間が長期に及ぶ事件等における裁判員への配慮

平木刑事局長から、複雑困難な事件の場合には審理期間が長期化し、重大な判断を求められる場合も少なくないが、その場合、裁判員は長期間にわたって精神的負担を負うことになるため、審理期間が長期に及ぶ事件等における裁判員への配慮の在り方について、検討してゆく必要があることが説明された。

(中里オブザーバー)

東京地裁の裁判長に実情を聞いてみたところ、裁判員の職務従事期間が1か月以上に及ぶ長期の審理を要する事件（以下「長期事件」という。）では、一般に、審理計画を立てる上で、1週間のうち1日（水曜日の場合が多いようである。）は休みの日とする、審理の終了時刻が午後4時を大きく過ぎるような審理スケジュールにはせず、時には午前中だけで審理が終わる日を作るなどの配慮がされているとのことである。実際に、裁判員からも、週1日の休みがあっても気分転換ができたという声が寄せられている。休みの日に仕事に行くことも、気分転換になったり、長期間職場を離れることの不安を軽減する効果があるようである。

また、裁判員裁判では、一般に、裁判員が話しやすい雰囲気を作ることに努

めているが、とりわけ長期事件や重大事件では、裁判員と裁判官が何でも話すことができる雰囲気を作り、できるだけ裁判員と雑談し、不安や困りごとを抱えていないかを注意深く見るようにしている。なお、裁判員同士で話すことでも気持ちが楽になったという声もある。さらに、裁判員・補充裁判員を続けられない事情が生じた場合は、まずご自身の生活や体調を優先していただき、無理はしないで、遠慮なく裁判官に申し出てほしいと伝えている。そのほか、長期・重大事件ではない場合も同様であるが、チームで意見交換をして結論を出すので、自分1人で責任を感じる必要はないという趣旨の説明もしている。

当職も、長期・重大事件を担当した経験があるが、その際も以上の点に留意していた。また、書記官室にも、裁判員等と接したときに気付いたことがあれば、すぐに裁判官に連絡するよう伝えていた。さらに、長期事件の場合は、お互いにプライベートなことも話せる関係になることが多いので、そのような機会に、各自が抱えている事情を把握して、無理が生じていないかを確認するようしていた。

(竹之内委員)

日弁連では、平成24年に裁判員の負担軽減化に関する意見書を出しており、そこで、同じ裁判体の裁判員同士が希望した場合、連絡先を交換できるようにすることなどを提案している。裁判員同士であれば、守秘義務の問題は生じないので、裁判員の精神的負担を軽減するための方法の一つとして、参考にしていきたい。

(平木刑事局長)

裁判員の中には、裁判員裁判終了後も集まりたいという方と、裁判員終了後は切り替えて普段の生活に戻りたいという方がいらっしゃるのですが、裁判所としては、裁判員の同意が得られた場合のみ、連絡先の交換を仲介するようになっているが、裁判員同士が名刺交換という形で連絡先を交換している光景もよく見かけるところである。

(4) 次回以降の予定等

次回の懇談会は秋以降に開催する予定とし、具体的な日程については追って調整することとされた。